



10月から実施予定の幼児教育無償化に伴い、制度が一部変更となる場合があります。

## 認証保育所保育料助成制度のご案内

2019年度

2019年4月1日

品川区子ども未来部保育支援課

品川区では、0～2歳児の待機児童対策として認証保育所（区外含む）に入所しているお子さまの保護者の経済的な負担を軽減するための保育料助成制度があります。

なお、0～2歳と3歳以上で助成制度が異なります。助成要件・金額等ご確認のうえ、ご申請願います。

認証保育所は、認可保育園の待機児童が最も多い0歳児から2歳児までを補完する施設であるため「東京都認証保育所事業実施要綱」に定員の半数以上は3歳未満児であることと定められていますので、3歳児以降の在園継続はできない場合もあります。

### ▼ 助成対象等

年齢*1	対象・要件	方法
0～2歳児	① 児童および保護者が当該月の1日時点で品川区に住民票があり、実際に居住している月 ② 認証保育所に当該月の初日より在籍し、基本保育時間で月160時間以上の月ぎめ契約により保育を受けた月 ③ 認証保育所の保育料を支払っている月	差額助成
3～5歳児	① 児童および保護者が当該月の1日時点で品川区に住民票があり、実際に居住している月 ② 認証保育所に当該月の初日より在籍し、基本保育時間で月160時間以上の月ぎめ契約により保育を受けた月 ③ 認証保育所の保育料を支払っている月 ④ <u>認可保育園の当該月の入園申込をして不承諾となった月*2</u>	定額助成

\*1 2019年4月1日時点の年齢

\*2 品川区の認可保育園入園申込の有効期間は、**5月～翌年4月入園分**です。

助成要件に認可保育園の入園申込が必要な方におかれましては、認可保育園の4月入園申込で内定がでなかった場合でも、5月以降の助成申請には、**5月からの認可保育園の入園申込**が必要となりますので、ご留意願います。

なお、認可保育園の入園辞退・申込取下げ・兄弟姉妹との入園条件に合致せず入園を希望されない場合等は、助成は受けられません。兄弟姉妹での入園を希望されている方は、希望した認可保育園に空きが生じ、兄弟姉妹の条件がなければ審査の対象となっていた月は、対象外となります。

### ▼ 助成金額

#### <差額助成>

認可保育園の標準時間保育料（裏面参照）と、実際に各認証保育所に払っている基本保育料との差額を助成金額とします。ただし、認証保育所の基本保育料のうち助成金算定の対象となるのは66,000円までです。上限額66,000円を超えた分については助成対象とはなりません。

なお、助成金額算定のため、各認証保育所に保育料の支払い状況について確認いたします。

※差額助成金額 = 認証保育所の保育料（上限66,000円） - 認可保育園の標準時間保育料

## <定額助成>

認可保育園保育料 所得階層	助成月額
A、B（生活保護世帯、保護者の当年度分区市町村民税非課税世帯）	40,000円
C、D1～D3（保護者の当年度分区市町村民税所得割額の合計が68,500円未満）	30,000円
D4～D11（保護者の当年度分区市町村民税所得割額の合計が252,900円未満）	20,000円
D12～D17（保護者の当年度分区市町村民税所得割額の合計が370,000円未満）	10,000円
D18以上（保護者の当年度分区市町村民税所得割額の合計が370,000円以上）	なし

※4月～8月分の階層判定には、30年度分の税額を用います。

※婚姻歴がなく、児童扶養手当の支給を受けている方は、寡婦（夫）に該当するものとみなして認可保育料を算定しています。

## <その他>

認証保育所保育料助成金は、所得税法上の雑所得となりますので、申告が必要となります。詳細については、お住まいの地域の税務署へお問い合わせください。

## ▼ 申請手続き

### ○ 提出書類

- (1)「2019年度 認証保育所保育料助成金交付申請書 兼 請求書」（別紙記入例参照）
- (2) 所得確認書類（父母どちらも必要）

#### ○4月から8月までの助成金額算定用

- ・平成30年度住民税課税（非課税）証明書

※2018年1月1日現在、品川区に住民票があった方は、原則提出不要です。

#### ○9月から3月までの助成金算定用

- (ア)平成31年度住民税課税（非課税）証明書

※2019年1月1日現在、品川区に住民票があった方は、原則提出不要です。

※助成金申請時に提出できない方は、発行が可能になった時点で、必ず提出してください。

◆海外から転入された方や税額の確認ができない方へは、別途書類のご提出をお願いする場合がございます。また家庭状況によって、同居の祖父母の税額を証明する書類を提出していただく場合がございます。

◆住民税未申告の場合や税資料の提出がなく税額の確認ができない場合は、最高階層と同様の階層認定および保育料算定を行います。

○ 提出方法：裏面「申請書提出先」に郵送または持参。

○ 提出期限：裏面「申請書締切日」をご参照ください。

○ 注意事項：・助成金申請後に修正申告をした方や、申請書の内容（世帯構成など）が変更になった方は、事前にご連絡のうえ、改めて申請してください。また税額が変わった場合は、必ずご連絡ください。

なお、認可保育園の申し込み等に伴って連絡をいただいている場合でも、別途助成金担当に連絡をいただかない場合は、助成金算定に反映できません。

- ・申請者（口座名義人）は、児童と同一世帯の保護者としてください。

▼ 助成が行われない場合

下記（１）～（７）のいずれか１つにでも該当した場合、助成は行われません。

- （１）児童および保護者が、品川区に住民票がない場合・実際に居住していない場合
- （２）認証保育所保育料の支払をしていない場合（保育料未納等）
- （３）認可保育園・小規模保育事業等と認証保育所を同時に利用契約している場合（二重保育）
- （４）休園等により保育を受けていない場合
- （５）助成金額の算出のために必要な書類が提出されない場合
- （６）第４期（最終）申請書締切日までに申請手続きを行わない場合
- （７）偽りその他不正な手段により助成金の交付申請・請求があったと区長が認めた場合

▼ 認可保育園保育料の軽減適用について

認可保育園保育料の軽減制度について、認証保育所保育料助成金にも適用されるものがあります。詳しくは別紙「品川区認証保育所保育料助成制度における認可保育園保育料の軽減適用について」を、必ずお読みください。

また助成金の申請だけでなく、別途申請がなければ適用されないケースがあります。申請が必要な方は、「品川区認証保育所保育料助成金特例適用申請書」を、「2019年度 認証保育所保育料助成金交付申請書 兼 請求書」とあわせて必ずご提出ください。最終提出期限は、2020年3月23日（月）（必着）です。

「品川区認証保育所保育料助成金特例適用申請書」は、品川区役所ホームページか、品川区役所保育課窓口にあります。

※この軽減制度により、認可保育園保育料の階層が変わるわけではありませんので、定額助成である3歳児以上は、助成金に影響はありません。

▼ 助成金交付スケジュール・・・年4回に分けてお支払いします。

期	対象月	申請書締切日	交付決定通知の発送と助成金振込
1	4月～ 6月	6月14日（金）	8月中旬
2	7月～ 9月	9月13日（金）	11月中旬
3	10月～12月	12月13日（金）	2月中旬
4（最終）	1月～ 3月	3月23日（月）	4月中旬

※ 10月から実施予定の幼児教育無償化に伴い、交付スケジュールが変更になる場合があります。

※ 申請は、年度（4月～3月）に1回となります。また、各期締切日を過ぎた場合は、次期の分と合わせてのお振込みになります。ただし、第4期（最終）の締切日を過ぎた場合は、助成を行えませんのでご留意ください。

また世帯構成の変更や税額の変更などについても、最終の締切日までにご連絡をいただけない場合、反映できません。

※ 助成対象児童ごとに申請してください。

※ 年度途中で転園、または一度退園し再入園した場合等、申請内容に変更が生じた場合は、事前にご連絡のうえ、再度申請が必要になります。こちらの最終締切日も3月23日（月）必着です。

お問い合わせ先・申請書ご提出先

〒140-8715 品川区広町 2-1-36 品川区役所 保育支援課 開設・計画担当

認証保育所保育料助成担当 電話 03-5742-6039（直通）

(参考)『保育園のご案内』

※ 小規模保育の部分は当助成金には関連がないので、下記の表から削除しております。

【標準時間保育料】

2017年4月1日(施行)

単位:円

階層	区分	保 育 料 ( 月 額 )					
		0～2歳		3歳		4,5歳	
		保育園		保育園		保育園	
		第一子	第二子	第一子	第二子	第一子	第二子
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	当年度分区市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C1	当年度分区市町村民税 均等割のみの世帯	0	0	0	0	0	0
C2	所得割額5,000円未満の世帯	3,000	1,500	2,500	1,250	2,500	1,250
C3	5,000円以上48,700円未満	4,000	2,000	3,500	1,750	3,500	1,750
D1	48,700円以上50,500円未満	8,000	4,000	6,700	3,350	6,700	3,350
D2	50,500円以上59,800円未満	9,900	4,950	8,800	4,400	8,500	4,250
D3	59,800円以上68,500円未満	11,200	5,600	11,100	5,550	11,000	5,500
D4	68,500円以上88,600円未満	18,400	9,200	13,000	6,500	12,900	6,450
D5	88,600円以上108,600円未満	22,800	11,400	15,200	7,600	15,000	7,500
D6	108,600円以上128,500円未満	25,800	12,900	17,100	8,550	17,000	8,500
D7	128,500円以上148,600円未満	28,300	14,150	18,900	9,450	18,800	9,400
D8	148,600円以上171,600円未満	30,500	15,250	20,300	10,150	20,200	10,100
D9	171,600円以上204,900円未満	33,000	16,500	21,800	10,900	21,500	10,750
D10	204,900円以上228,800円未満	35,000	17,500	23,400	11,700	21,500	10,750
D11	228,800円以上252,900円未満	37,100	18,550	24,800	12,400	21,500	10,750
D12	252,900円以上276,800円未満	39,000	19,500	25,900	12,950	21,500	10,750
D13	276,800円以上300,800円未満	41,000	20,500	27,100	13,550	21,500	10,750
D14	300,800円以上322,000円未満	42,900	21,450	27,100	13,550	21,500	10,750
D15	322,000円以上338,000円未満	44,600	22,300	27,100	13,550	21,500	10,750
D16	338,000円以上354,000円未満	48,000	24,000	28,200	14,100	22,400	11,200
D17	354,000円以上370,000円未満	49,900	24,950	28,200	14,100	22,400	11,200
D18	370,000円以上440,200円未満	54,200	27,100	28,200	14,100	22,400	11,200
D19	440,200円以上500,200円未満	61,000	30,500	28,200	14,100	22,400	11,200
D20	500,200円以上560,200円未満	66,900	33,450	28,200	14,100	22,400	11,200
D21	560,200円以上665,000円未満	71,800	35,900	28,200	14,100	22,400	11,200
D22	665,000円以上772,600円未満	74,300	37,150	30,800	15,400	24,900	12,450
D23	772,600円以上887,500円未満	76,400	38,200	34,200	17,100	28,300	14,150
D24	887,500円以上1,031,300円未満	76,900	38,450	35,500	17,750	30,000	15,000
D25	1,031,300円以上	77,500	38,750	36,800	18,400	31,600	15,800

※ 区市町村民税は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金特別控除、寄付金税額控除、配当控除等）が適用される前の税額となります。

※ 同一世帯で2人以上のお子さんが同時に認可保育園・地域型保育事業に入園、もしくは小学校1～3年生に兄弟が在学している場合、小学校3年生以下のお子さんから数えて最年長の児童を第1子として、第2子の保育料は半額、第3子以降は免除となります。年齢は4月1日現在の満年齢によります。

※ 保育園に在園している児童の兄弟が、私立幼稚園・私立認定こども園・認証保育所・特別支援学校幼稚部等に在園している場合は、申請により第2子・第3子の保育料が適用されます。

※ 該当年度の住民税が区外で課税されており、品川区とは異なる税率で計算されている場合は品川区で適用する税率により再計算を行います。